

広報



昭和48年9月1日

No. 116

あいお

人口と世帯数

(8月1日現在)

人口	9489人
男	4512人
女	4977人
世帯数	2426世帯



おばあちゃん!! わたしにつかまって

老人福祉週間

九月十五日〜

九月二十一日

秋穂町には現在、六五才以上のおとしよりが一、二三人おられ、このうちひとり暮らしのおとしよりが五人、ねたきり老人が三八人おられます。

この方たちには、老人訪問員や、家庭奉仕員のかたが訪問したり、お世話をしていますが、みんなで淋しいおとしよりをなくすためにご協力下さい。

◎おとしよりの話相手になってあげましょう。

◎愛のことはをかけましょう。「今日は。お元気ですか。」

◎愛の訪問をしましょう

◎おとしよりを交通事故から守りましょう。

「とじこんで保存しよう」

おとしよりのみなさん お元気ですか

九月十五日～二十一日老人福祉週間

老人福祉法ができて今年で十年になりました。老人福祉法第三条に、老人は、老令に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとする。

老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に参与する機会を与えられるものとする。

老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に参与する機会を与えられるものとする。

老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に参与する機会を与えられるものとする。

老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に参与する機会を与えられるものとする。

老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に参与する機会を与えられるものとする。

▼あなたに生きがい

現在、町には十八の老人クラブがあり、一〇五〇人の人が会員になっておられ、研修、リクレーション、奉仕など、いろいろ活動を行っています。老人クラブ未加入の方は進んで加入しましょう。

▼悩みや相談

町には、現在十八人の民生委員さんがおられ、この方たちが老人訪問員として六十五才以上のひとり暮らしの老人を友愛訪問し、暖かく見守っておられますし、万一に備えて希望者には「愛のベル」をつけ、少しでも不安をなくすよう努めています。

▼老人福祉センター

お申込みは福祉センター（有線二三八一）へ最後に、

老人福祉法第二条に老人

は多年にわたり、社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする。

町民のみなさん

この主旨を老人福祉週間のみに終らせることなく、明るい老後が送れるようみんなが心がけようではありませんか。

みんなで進める

老人に愛のひとことを

現在、埋立て地としてあ

てがわれている青江のごみ埋立て処理場を利用されているみなさんは、ぜひ次のことを守って下さい。

おねがい事項

◎ごみは指定場所で、手もとに捨てることなく遠くへ捨てて下さい。

◎ごみ捨て場所で、タバコのすいがらや、火の気のあるものは投げ捨てない

こと。

◎ごみは埋立て処理場で飛散しないように、縄かヒモ等でむすぶか袋につめたりして、風で飛散しないようにして捨てましょう。

◎管理人の指示に従いましょう。

そのごみが

町と心をよごすもの

東岐波小 村田俊雄

東岐波小 村田俊雄

東岐波小 村田俊雄

東岐波小 村田俊雄

東岐波小 村田俊雄

東岐波小 村田俊雄

東岐波小 村田俊雄

東岐波小 村田俊雄

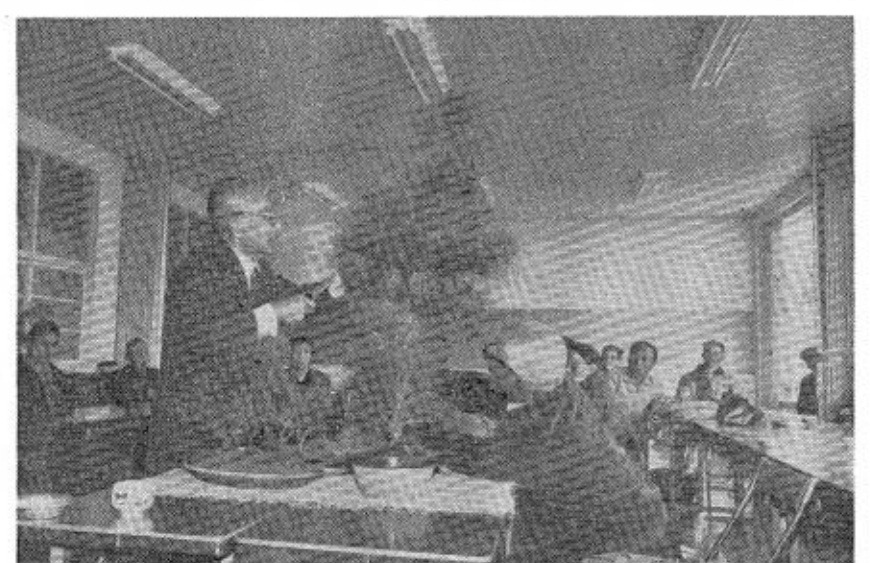
東岐波小 村田俊雄

東岐波小 村田俊雄

東岐波小 村田俊雄

「絵画教室」等もあり多くのおとしりの方が参加して、教養を深め、楽しみを見出しておられます。このように、楽しみや、生きがいは、自分自身で見つけるものですから、カラにとじこもらず何事にも進んで参加しましょう。

みんなで協力し ごみの埋立て 処理場を きれいにしよう



写真は園芸教室の一場面

現在、埋立て地としてあてがわれている青江のごみ埋立て処理場を利用されているみなさんは、ぜひ次のことを守って下さい。

おねがい事項

◎ごみは指定場所で、手もとに捨てることなく遠くへ捨てて下さい。

◎ごみ捨て場所で、タバコのすいがらや、火の気のあるものは投げ捨てないこと。

◎ごみは埋立て処理場で飛散しないように、縄かヒモ等でむすぶか袋につめたりして、風で飛散しないようにして捨てましょう。

◎管理人の指示に従いましょう。

そのごみが町と心をよごすもの

東岐波小 村田俊雄

台風に備えましょう

今年もまた台風シーズンが近づきました。例年八月・九月ごろになると日本に接近し、上陸するものが多くなり、これによって多くの尊い人命や財産が失われています。幸いに当町では被害がありませんでしたが

日本全国では昨年一年間で、台風等の風水害により死者、行方不明者五百八十七人という非常に多くの犠牲者を出しています。台風が来襲すると暴風、洪水、豪雨、高潮などによる河川の



写真は 万一の事態に備えて防災訓練を行なう消防団の皆さん

失、がけくずれなどから大きな被害の発生が予想されます。このため町役場、消防団、水防団などの防災機関では、これらの災害に備えて、人命の保護を中心とし危険地の警戒、防ぎよや救出救護などの態勢を整えています。しかし、台風の被害を少なくするには、防災関係機関の活動だけでは十分でなく、町民皆さんの

台 風

- 1 住居付近の地形からみてどのような災害が起きるかをよく知り、安全な避難場所と、そこへの道順を確認しておく。
- 2 家族各人の氏名票を作っておく。
- 3 本籍、住所、氏名、生年月日、年令、血液型などを記入したもので、水にぬれてもよいもの。
- 4 家や塀などの補修をし溝や下水は流れをよくしておく。
- 5 台風が近づいたときの準備

- ふだんの準備や注意が大切です。
- △台風に向けての平素の心得▽
- 1 洪水や高潮の警報、避難命令等がどのように伝達されるか確かめておく。
 - 2 停電に備えて懐中電灯、ラジオなどを用意しておく。

- 1 火の始末や戸締りを確実にする。電気はメインスイッチを切り、ガスは元栓を閉める。
- 2 家族そろって消防、警察などの防災関係者の指示に従って避難する。
- 3 服装は行動しやすいものとし、とくに風に飛ばされてくる物から身を守るた

めに頭には帽子、頭きん、ず長ぐつをはいて避難するヘルメットなどをかぶり露素足は禁物である。出部分が少ない服装で、必

なくそう公害草

セイタカアワダチソウ

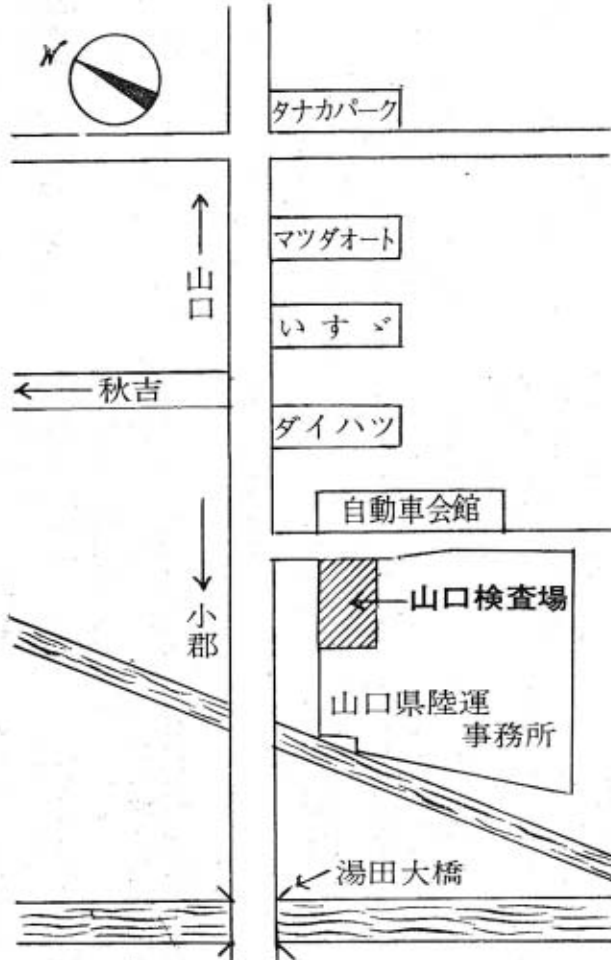
最近、堤防や荒地、道ばたから庭さきまで、黄色い花をつけた「セイタカアワダチソウ」(通称キリンソウ)が繁殖してきました。この草は、原産地は北アメリカの東部中部で戦後アメリカから物資とともに侵入し、主として関東以西の各地に激増した帰化雑草で、種子や越冬する地下茎で、旺盛な繁殖力をもって生育分布を広げてきております。これが群生すると他の植物の生育を害し、美しい自然環境をこわし蚊やハエなどになりやすくなります。また、アレルギー体質の人は花粉によってぜんそく症状の病気にかかるなど、生活障害をひきおこす原因になります。県民運動として「セイタカアワダチソウ撲滅」を推進しています。個人はもちろんのこと部落単位で防除しましょう。



◎ 検査は次のところで行います。

軽自動車検査協会 山口事務所
 山口県山口市室町3435-2~3
 TEL 山口 ④ - 0542

案 内 図



軽自動車の検査のお知らせ

◎ 昭和四十八年十月一日から軽自動車の検査が始まることになりました。
 ◎ 現在ナンバーをつけて使っている軽自動車の検査を受けなければならぬ期限は、軽自動車届出証の届出年月日により表のように定められています。この検査期限内に検査を受けないと使用できなくなりますのでなるべく早目に受けてください。

届 出 年 月 日	検査期限
昭和41年12月31日以前	昭和48年10月
昭和42年1月1日から 昭和42年12月31日まで	〃 48年11月
〃 43年1月1日 〃 〃 43年7月31日 〃	〃 48年12月
〃 43年8月1日 〃 〃 43年12月31日 〃	〃 49年1月
〃 44年1月1日 〃 〃 44年4月30日 〃	〃 49年2月
〃 44年5月1日 〃 〃 44年8月31日 〃	〃 49年3月
〃 44年9月1日 〃 〃 44年12月31日 〃	〃 49年4月
〃 45年1月1日 〃 〃 45年3月31日 〃	〃 49年5月
〃 45年4月1日 〃 〃 45年6月30日 〃	〃 49年6月
〃 45年7月1日 〃 〃 45年9月30日 〃	〃 49年7月
〃 45年10月1日 〃 〃 45年12月31日 〃	〃 49年8月
〃 46年1月1日 〃 〃 46年3月31日 〃	〃 49年9月
〃 46年4月1日 〃 〃 46年6月30日 〃	〃 49年10月
〃 46年7月1日 〃 〃 46年9月30日 〃	〃 49年11月
〃 46年10月1日 〃 〃 46年11月30日 〃	〃 49年12月
〃 46年12月1日 〃 〃 47年2月29日 〃	〃 50年1月
〃 47年3月1日 〃 〃 47年4月30日 〃	〃 50年2月
〃 47年5月1日 〃 〃 47年7月31日 〃	〃 50年3月
〃 47年8月1日 〃 〃 47年10月31日 〃	〃 50年4月
〃 47年11月1日 〃 〃 48年1月31日 〃	〃 50年5月
〃 48年2月1日 〃 〃 48年4月30日 〃	〃 50年6月
〃 48年5月1日 〃 〃 48年6月30日 〃	〃 50年7月
〃 48年7月1日 〃 〃 48年8月31日 〃	〃 50年8月
〃 48年9月1日 〃 〃 48年9月30日 〃	〃 50年9月



納涼花火まつり

町商工会、商工会青年部の主催で行なった、町民慰安の夕べ納涼花火まつりが八月四日午後八時から二時、秋穂漁港防波堤で行なわれ当日は夕暮とともに、

写真はその一情景

町内外から一万二千人の観覧者が集まり加茂・海岸通祇園町・黒瀉地区を中心に大変な賑やかさを見て、夏の納涼花火まつりを満喫しました。

9月の保健衛生事業

赤ちゃんから幼児までの

健康診断のお知らせ!

◎乳児の一斉検診

九月十一日(火) 秋穂地区(中央公民館)

九月十二日(水) 大海地区(大海分館)

時間 午後一時より午後二時三〇分まで

◎種痘接種

第一期(生後六ヶ月から満二歳まで)

第二期(昭和四十九年度小学校に入学予定者)

九月十八日(火) 秋穂地区(中央公民館)

九月十九日(水) 大海地区(大海分館)

時間 午後一時三〇分より午後二時三〇分まで

◎種痘の検診

九月二十五日(火) 秋穂地区(中央公民館)

九月二十六日(水) 大海地区(大海分館)

時間 午後一時三〇分より午後二時三〇分まで

◎三歳児検診

九月二十七日(木) 秋穂地区(中央公民館)

九月二十八日(金) 大海地区(大海分館)

時間 午後一時より午後二時三〇分まで

※以上健康診断を行ないますので、受診される場合は母子健康手帳は忘れずに……

くわしいことは保健衛生課(有線二三三三)にお問合せください。

国保だより

気軽に保健婦を利用しましょう

保健婦は家庭訪問、健康相談、衛生教育などによって、みなさんの健康を守るために置かれている専門の職員です。健康で幸せな家庭を築くために気軽に相談(利用)しましょう。

保健婦の連絡先は町役場保健衛生課(有線二三三三)

どんなことを保健婦に相談したらよいか

○結婚しようとする前の健康や婚前の心得

○妊娠中の心得赤ちゃんや子供の育て方

○家族計画(正しい受胎調節)

○病人の世話の仕方、脳卒

重度心身障害者医療費無料化!

心身障害者の医療費を無料にする制度が、山口県では県と市町村の負担により、昭和四十八年十月一日より実施されることになりました。九月二十日より申請書の受付を行いますので、次に該当する人は町役場保健衛生課まで申し出て下さい。

- 一、対象の範囲
 - ア 障害福祉年金を受けている人
 - イ 特別児童扶養手当を受けている者の当該手当を受ける対象となった児童
 - ウ 身体障害手帳一〜二級に該当する者
 - エ (アイウ)と同等の程度の障害を有するもの
 - 二、対象除外者
 - 右該当者のうち次に掲げる事項に該当される人は対象の範囲から除外されます。
- 1 生活保護を受けている者

乳児(〇才児)

医療費無料化!

乳児は他の年齢層に比べ身体的形成期にあり病気になる率も多く、しかも乳児を持つ両親は比較的若年層であるため経済基盤が浅いことから、医療費にしても大きな経済的負担となっているので、山口県においても昭和四十八年十月一日より県と市町村の負担により福祉施策として、低所得世帯に属する乳児に対し、医療費に要する経費のうち自己負担相当額を助成することになりました。

- 一 申請書(保健衛生課に用意してあります)
- 二 印鑑
- 三、申請に必要な書類等

本町に於てはこの制度に伴い、九月二十日より該当乳児に対し、医療費受給者証の交付申請を受付けますので、次に該当する乳児をお持ちの方は、保健衛生課にお越し下さい。

一、対象者
乳児(生まれてから満一才に達した日の属する月の末日迄のお子さん)

二、対象除外者
右のうち、次に掲げる事項に該当される乳児についてはおられる方は対象の範囲から除外されます。

⑦生活保護を受けている者

⑧児童福祉施設に収容され

みんなで健康診断(レントゲン撮影)をうけましょう!

実施日 10月1日から10月5日まで町内を巡回

住みよい環境づくり

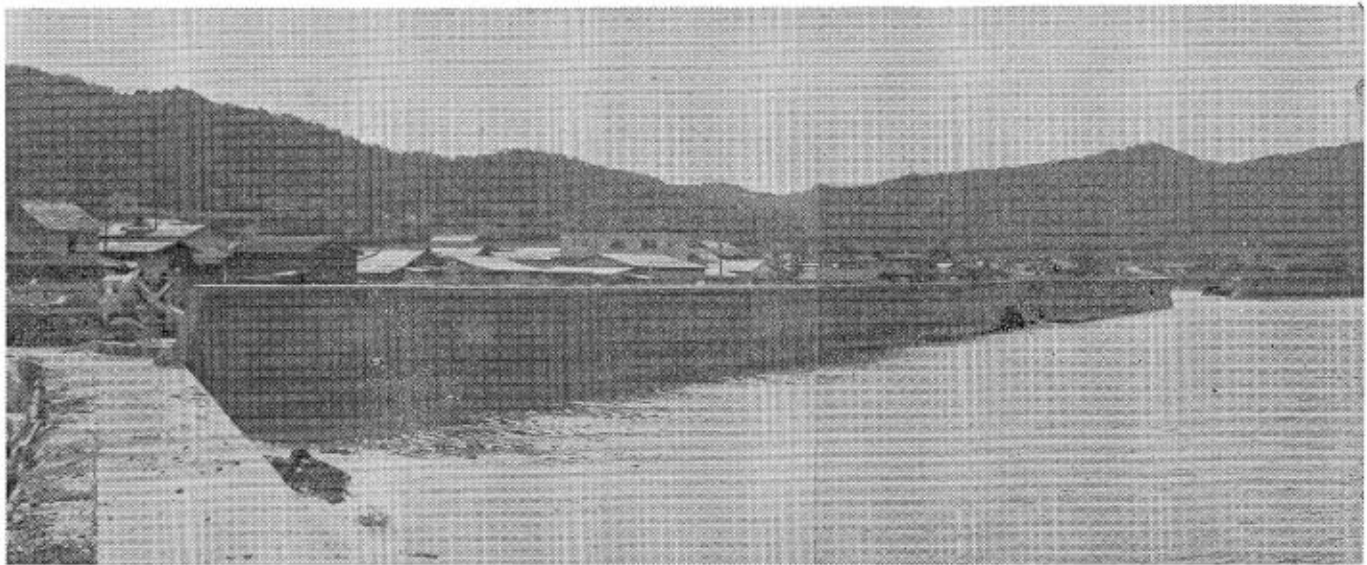
— 海浜清掃行なわれる —

最近生活環境の変化から海岸には沢山のゴミや空カ
ンが漂着して漁場や附近の
環境が大変よごれています
そこで海辺をきれいにして
環境整備をすることも、
魚の住み場所を与え、生
産性の向上を図るために海
浜干潟清掃事業が、漁場環
境保全運動月間の一環とし
て八月十八日早朝より、大
海・秋穂・秋穂新生漁協を
中心に行なわれました。
作業は各漁協より婦人部、

青年部約五〇〇名が参加し
てよごれのひどい大海・黒
潟・浦・尻川・竹島海岸を
重点的に行ないました。
海浜、干潟にはワラゴミや
空カン、ビニールの廃棄物
が沢山溜っておりましたが
みなさんの協力で海はみご
とにきれいになりました。
又、焼却した際煙幕で附近
のみなさん方に、多大なご
迷惑をおかけいたしましたこと
をおわび致します。



写真は大海湾の海浜清掃をするみなさん



海岸保全高潮対策事業一部竣工（着々と竣工なる）

秋穂漁港修築整備事業

秋穂浦漁港に於ては、昭
和四十六年度より外かく施
設の防波堤工事に着手して
いますが、昭和四十七年度
にてA防波堤三百五〇米、
B防波堤百七十米が完成致
しました。



海岸保全高潮対策事業着工前（浦地区）

海岸保全高潮対策事業

昭和四十七年度に屋戸地
区地先に堤防締切工事（延
長百五十三米）を着手。引
続き四十八年度に残りの堤
防延長四十八米及び水門一
基を施工計画。尚大海小浜
地区も堤防二百八十五米を
施工計画。この工事の防災
事業により地区住民の人命
、財産を守ると共に、民生
の安定を計るものです。

納税コーナー

災害と所得税

(山口税務所)

台風シーズンがやってきます。万一、暴風雨や大雨等で災害にあった場合には所得税では次のような救済措置があります。

◇給与所得者

1 住宅や家財の価額の半分以上の損害を受けたとき、その年の所得の見積額が二百万円以下るときは、源泉所得税の徴収の猶予を受けたり、すでに納めた所得税を返してもらうことができます。

2 損害額が、その年の所得の見積額の10%を超えるために、雑損控除が受けられると見込まれれば、雑損失の金額に対応する所得税の徴収猶予が受けられます。

この徴収猶予は、所得の見積額が二百万円を超えるときや、住宅や家財の損害が価額の半分以上にならないときも受けられません。

◇商売をしている人など
1 まず災害減免法によ

る予定納税額の減額の方法があります。

七月一日以後の災害で、住宅や家財の価額の半分以上の損害を受け、その年の所得の見積額が二百万円以下の場合に、所得税の減免(所得の額に依り、二

十五%ノ金額)をおり
こんで計算したその年の所得税が、予定納税額より少なくなるときに減額申請ができます

これは十月三十一日までに災害を受けた場合で、雑損控除が受けられるなどのため、その年の所得税額が予定納税額より少なくなるときに申請できます。

譲渡所得のあらまし

土地や家を買ったときの所得、つまり譲渡所得には所得税や町・県民税などが

かかりますが、譲渡所得にかかる所得税や、町・県民税(以下「税」という)は普通の方法が違いますし、計算の方法が違いますし、また色々な特例もありますので、税務署に相談されるのが最もよい方法ですが、一般的なことについて簡単に説明してみましよう。

◆譲渡所得の計算

譲渡価額から取得費と譲渡費用を差引いたものが譲渡所得です。これを式に表わすと別表1のようになります。

この譲渡所得は、売却した資産をもっていた期間によって
イ 長期譲渡所得
ロ 短期譲渡所得
に分けられ、税の計算方法がそれぞれ違います。
●長期譲渡所得にかかる税
五年を超える期間もって

いた土地や建物を買った場合の譲渡所得を、長期譲渡所得といいます。

長期譲渡所得にかかる税は、譲渡所得から百万円を特別控除し、控除後の額にそれぞれの税率をかけたものが、別表2の税額となります。

- 税率は次のとおりです。
- 所得税：十五% (昭和四十九年は二十%)
- 町民税：三・四% (昭和四十九年度も同)
- 県民税：一・六% (昭和四十九年度も同)
- 特別控除には、譲渡内容により、次のようなものがあります。
- 収用対象事業 二千万円
- 特定の民間住宅地造成 五百万円
- 自分が住んでいる家や事業

敷地 千七百万円
●短期譲渡所得にかかる税
五年以下の期間しかもっていない土地や建物を買った場合の譲渡所得を、短期譲渡所得といいます。

短期譲渡所得にかかる税は、別表3のイ・ロのどちらか高い方になります。

- 尚、短期譲渡には、長期譲渡の百万円の特別控除はありませんが前記譲渡内容による特別控除はあります
- イの税率は次のとおりです。
- 所得税：四十%
- 町民税：八%
- 県民税：四%
- 尚譲渡所得は国民健康保険税にも適用されますが、この場合、長期譲渡、短期譲渡とも特別控除はなく、他の所得と合算して課税されることになっております

(別表1)

$$\text{譲渡価格} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) = \text{譲渡所得}$$

(別表2)

(特別控除額)

$$\text{イ 譲渡所得} - 100\text{万円} = \text{課税長期譲渡所得}$$

$$\text{ロ 課税長期譲渡所得} \times \text{税率} = \text{税額}$$

(別表3)

$$\text{イ 課税短期譲渡所得} \times \text{税率} = \text{税額}$$

$$\text{ロ } \{(\text{課税総所得} + \text{課税短期譲渡所得} - 40\text{万円}) \times \text{一般の税率} - \text{課税総所得} \times \text{一般の税率}\} \times 110\% = \text{税額}$$

